

表-1 単相用定格

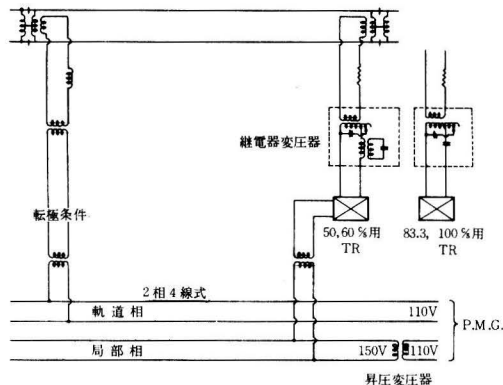
種別	機 種	外 被	形 式	定格絶縁	電圧 V	回転数 rpm	負 荷 状 態	
							力率%	配 分 KVA単位
電動機	コンデンサ 起動形誘導電動機	開放	自己通風	連続 B 種	110	50c/s 用 1,000 60c/s 用 1,200	局部相 0.4 軌道相 0.7	局部相 : 軌道相 = 1 : 1
発電機	永久磁石形 同期発電機	開放	風防滴	連続 B 種	110			

表-2 3 相用定格

種別	機 種	外 被	形 式	定格絶縁	電圧 V	回転数 rpm	負 荷 状 態	
							力率%	配 分 KVA単位
電動機	カゴ形誘導 電動機	開放	自己通風	連続 B 種	200	50c/s 用 1,000 60c/s 用 1,200	局部相 0.4 軌道相 0.7	局部相 : 軌道相 = 1 : 1
発電機	永久磁石形 同期発電機	開放	風防滴	連続 B 種	110			

表-3

種 別	全負荷 電流 以下 A	起動電流 以下 A		
		起動補償器を 使用する場合	起動補償器を 使用しない場合	
単 相	1.5	25	70	165
	3	40	100	240
	5	55	160	380
3 相	3	15	35	80
	5	25	45	105
	7.5	35	65	150
	10	40	85	200
	15	55	125	290



のである。軌道回路の受電電圧の位相は、じゃり(砂利)の漏れ抵抗、レールのインピーダンス等により送電電圧の位相に比較して遅れの傾向になるので、送電端で限流装置により約 90° 遅れるように調整し、受電端で再び受電電圧の位相を約 90° 進め、妨害電流をカットするために継電器変圧器を使用する。

P. M. G. 出力の周波数が 100c/s の場合に、50, 60c/s 用軌道継電器を使用すると、軌道継電器のコイルインピーダンスが高くなるので、局部コイルには定格×1.4 倍の電圧を、また軌道コイルには定格×1.6 倍の電圧を加圧して 50, 60c/s の場合と等量の電流を流し、回転力が同一になるようにする。このため、P. M. G. の局部相出力電圧を昇圧変圧器で 150V に昇圧して局部コイルに加圧する。(山田恒光)

てんぼくせん 天北線 宗谷本線音威子府駅からオホツク海に面する浜頓別に出て、さらに北進し稚内(南稚内)に至る

148.9km の線。線路所属は宗谷線、線路等級は丙線である。

この線は宗谷本線として建設され、大正 3・11 小頓別まで、大正 5・10 中頓別まで、大正 7・8 浜頓別まで、大正 9・11 鬼志別まで開通、大正 11・11 鬼志別・南稚内(当時の稚内)間が開通し、これによって宗谷本線は旭川・稚内間が全通した。以来昭和 5・3 まで宗谷本線の一部となっていたが、同年 4 月宗谷本線は音威子府・幌延・稚内間の旧天塩線経由のルートに変更されたため、この区間は北見線と改められたが、* 石北本線に北見駅があり、これとの関連等から昭和 36・4・1 天北線と改められた。

(高橋昌保)

テンポラリー・ビジター (英) temporary visitor 一時訪問客。一般的には自己が通常居住している国以外の国を移住または報酬を得る職業に従事すること以外の目的で、一時的に訪問する者をいい、tourist(観光客)とほぼ同義に用いられている。一国を訪れる外国人の旅行者に対して使われる言葉としては、上記のほか、foreign visitor(入国外人)、foreign traveller(外国人旅行者)、さらに、ごく短期間(通常 24 時間)滞在する者をいう excursionist、滞在せず単に交通機関の乗継ぎをするために一国を訪れる transit passenger(通過客)等があるが、各国とも行政上の目的あるいは統計上の都合で種々の定義を使用している。

現在各国で使用している定義のうち、おもなものとしては

(1) 1953 年の国連統計委員会の visitor の定義。(2) 1954 年の「観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約」の tourist の定義。(3) 1937 年の国際連盟の定義を修正して使用している I. U. O. T. O. (官設観光機関国際同盟) の tourist の定義。(4) 1963 年の I. C. A. O. (* 国際民間航空機関) の temporary visitor の定義があげられるが、それぞれかなりの相違点があり、各国の観光統計を比較研究するうえで、また、観光客に対して便宜を与えるための国際的な取決めを結ぶうえで、さまざまな不便を生じていた。

このため、各国官設観光機関の同盟である I. U. O. T. O. をはじめ、各種の国際機関でこれらの定義を統一するための努力が続けられてきたが、1963 年にローマで開催された国連主催の国際旅行・観光会議で、この問題が重要な議題の一つとして取り上げられ、その結果、統計上の目的としては、次の定義を国連統計委員会および I. U. O. T. O. が検討するよう、また、旅券・査証ならびにその他の手続きおよび検査の関係では I. C. A. O. の定義が、税関関係では「観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約」の定義が採択された。

1 統計上の定義 統計目的のための「訪問客(visitor)」とは、自己が通常居住する国以外の国を、その国において報酬を得る職業に従事する目的以外の目的で訪問する者をいう。

この定義には、次のものを含む。

(1) 観光客(tourist) すなわち、訪問国に最低 24 時間滞在する一時訪問客で、その旅行目的が次の項目の一つに分類されるもの。

ア 余暇利用(レクリエーション、休暇、保健、研究、宗教、スポーツ)

イ 商用、家事、宣教、会議出席

(2) エクスカーションニスト(excursionist) すなわち、訪問国に 24 時間以内滞在する一時訪問客(周遊観光船による旅行者を含む。)

2 I. C. A. O. の定義 一時訪問客(temporary visitor)とは、人種、性、言語または宗教のいかなを問わず、観光旅行、レクリエーション、スポーツ、保健、家事、研究、宗教的巡礼、商